

令和6年度 猿払村立拓心中学校 部活動補活動方針

1. 部活動の活動方針策定の趣旨

学校の教育活動の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、スポーツや文化及び科学等に親しませ、健やかな身体を養い、責任感や連帯感の涵養など大きな教育的意義を有している。部活動を実施するにあたり、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、多様な人々と触れ合い、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮することや、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的におこなわれることが大切である。そこで、本校は、学校教育目標を踏まえ、スポーツ庁・北海道教育委員会の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁・北海道教育委員会の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「猿払村の部活動の在り方に関する方針」に基づいて、「猿払村立拓心中学校の活動方針」を策定した。

2. 活動方針

(1) 部活動のねらい

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、学校教育の一環として行われ、体育・文化活動を通して、体力向上や健康増進、豊かな情操を養うとともに、生徒の心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 設置部

生徒数や教職員数を踏まえ、部活動顧問の専門性、生徒の安全確保、部活動の負担軽減の観点から円滑に持続可能な部活動ができるよう、適正な数の部を設置する。1部当たり2人以上の複数の顧問を配置することを前提に、今年度設置する部は、野球部、バレーボール部、バドミントン部、剣道部、文化部の5つとする。

【設置基準】

- ① 日常の活動が可能な最低限の部員数を満たしていること。
- ② 部員数4人未満の状況が2年連続した場合は次年度からの募集を行わず、廃部とする。ただし、数年先に必要とする人数が確保できる目処がある場合は休部とし、部の再設置を可能とする。

(3) 部活動の運営

- ① 校長は、学校運営協議会において、次年度の学校運営の基本方針と併せて部活動の活動方針の承認を受けるものとする。承認を得た部活動の活動方針については、4月初旬の学級活動で学

級担任が生徒に説明し、保護者にはPTA総会で校長が説明する。

- ②顧問は担当する部の活動方針について、「一斉部活動保護者会」の際に各部ごとに説明し、保護者の理解と協力が得られるように努める。また、必要に応じて各部による保護者会を開催し、円滑な部活動運営を推進する、
- ③顧問は毎月の活動計画を作成し、担当が各部の計画を集約したものを家庭に配布する。
- ④校長及び顧問は、生徒の心身の健康管理、安全対策・事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- ⑤部活動顧問会議を設置し、学校全体で情報を共有し、各部活動間と連携を図りながら、安全・安心な部活動の組織的な運営を行う。
- ⑥校長の諮問機関として、「部活動組織検討会議」を設置する。部活動組織検討会議は、学校全体の部活動の活動方針、部活動の設置・再編、顧問の配置、休養日や活動時間、活動場所、予算、部活動指導員や外部指導者の活用方法、申し合わせ事項などについて協議を行う。
- ⑦部活動に係わる「要望・相談窓口」を設置し、部活動運営の改善・充実に役立てる。学校の相談窓口は、教頭とする。
- ⑧部活動の運営にかかる経費やユニホームや用具代金等の財源としてPTA体育振興費及び部活動支援基金を活用する。その執行にあたっては、部活動に加入する生徒の保護者（世帯）より会費を徴収し、PTA総会及び保護者代表者会議などの承認を得るものとする。

(4) 指導体制

顧問の決定に当たっては、校務全体が効率的・効果的に実施される必要があることに鑑み、かつ生徒の安全確保、顧問の負担軽減を考慮し、部活動ごとに2人以上の複数の顧問を配置するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。校内事情により年度途中で顧問の変更もある。なお、校長、教頭、養護教諭、事務職員、及び特別な配慮が必要な教諭は除外し、顧問は他の部を兼務しないものとする。

また、部活動の指導充実のため、必要に応じて外部指導者を置くことができる。この場合、部活動顧問より校長に外部指導者の推薦を申し出、校長が認めた場合に限り登録することができるものとする。なお、外部指導者とは道中体連様式「外部指導者（コーチ）契約書」を交わし、学校と外部指導者とで保有する。

(5) 活動時間及び休養日

- ①1日の活動時間は、平日は1～2時間程度、学校の休業日・長期休業中は3時間程度とする。部活動は放課後を原則とし、4月～9月は午後5時45分まで、10月～3月は午後5時00分までとする。
- ②定期テスト前3日間と学力テスト1日前は活動休止とする。また、学校閉庁日も活動休止とする。
- ③1週につき2日以上（平日1日及び休日1日の2日以上）の休養日を設定する。なお、部の事情や大会参加等によって活動時間が長くなる場合は翌週に休養日を設定する。
- ④活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合、原則として活動を行わない。

(6) 大会参加、練習試合、他校との交流などについて

- ①顧問は計画書を作成し、事前に校長の許可を得て、全教職員に明示するとともに保護者の大会参加の承諾を得るものとする。
- ②部員数が少なく本校単独による団体戦に出場できない場合は、合同チームとして団体戦に出場することができる。ただし、次の条件を満たすことが必要。
 - 両校が部として成立していること。
 - 両校の校長が承認し、両校の顧問のもと安全に配慮し計画的・継続的合同中で練習が行われていること。
 - 移動距離を考慮すること。また、大会参加の条件を満たすため、部に未加入の生徒の一時的な加入を認める。
- ③大会参加における指導の充実のため、北海道中体連大会他、各種大会において外部指導者を同行させることができる。ただし、各規約に記載されている外部指導者の条件を満たし、顧問による申し出を受け、校長が判断する。
- ④遠征時のスクールバスの利用については、宗谷管内に限り1年間5部活動で25回まで可能である。(猿払村スクールバス運行基準による。)なお、全道大会及びそれにつながる地区予選などの大会参加に関わっては村教委と協議の上、スクールバスの運行を申請する。
- ⑤教職員の運転による生徒の送迎は禁止する。保護者の生徒送迎については、年度当初、保護者会で、保護者送迎の有無、担当者、方法等について話し合い、確認(同意書)をお願いする。なお、送迎に使用する車両は、必ず自賠責保険及び任意保険の加入しているものとする。

(7) 部活動の加入について

- ①部活動は、「生徒の自主的・自発的な参加で行われる」とあるように、部活動への参加を強いることがないように留意する。入部後は、同じ部活動を3年間続けることを奨励する。なお、転部・退部については、旧顧問→学級担任→新顧問を経由の手順を踏まえるものとする。
- ②原則として生徒は一人で複数の部に所属できない。
- ③学校が設置していない部活動の中体連個人種目については、部活動の所属を問わず出場することができる。例えば、陸上競技、水泳、柔道、スキーなど。ただし、それらの競技で全道大会の出場権を得た場合は、規定により他の地区中体連大会には出場することはできない。なお、クラブチーム等に所属している生徒のこれらの個人種目への出場については規定に則り判断する。
- ④中体連に登録しているクラブチーム等に所属している場合は同じ種目の本校の運動部活動への加入は認められない。

3. 部活動指導員(部活動の地域移行に関わって)

(1) 本校で設置されている部活動の場合

- ①猿払村で任用される部活指導員が確保された場合は本校の部活動方針に則り部活動運営を担うこととなる。この場合、学校の窓口である教頭と部活動指導員との連携を密にし、部員に不利益が被らないように配慮する。

- ②本校教職員で協力の意思がある者の部活動運営への参加はこれを妨げない。ただし、業務に支障のない範囲とする。また、勤務の割り振りや手当等については制度を確認し、対応する。

(2) 本校で設置されていない部活動の場合

- ①本校常設の運動部活動に加入していない生徒が地域クラブ等で活動している場合において、部活動指導者が確保され、その指導・引率のもとに中体連の大会に参加を希望する場合は、本校の部活動として登録できるものとする。その際に、複数校の生徒で構成される合同チームの場合は当該校間で協議し、大会参加に必要な手続きをとる。
- ②地域クラブな等の活動場所やスクールバスの運行、活動経費、その他活動に係る諸条件については指導者と猿払村教育委員会とで協議するものとする。なお、この場合、原則として、部活動としての大会参加を認めるという範囲のものとする。また、大会参加中の事故等については他の部活動と同様に扱うこととし、部活動指導員の報酬は会場までの移動時間を除く、大会の引率に要する時間に限り支給するものとする。
- ③地域移行の趣旨を鑑み、本校の常設されている部活動の運営ではないことから本校教職員が運営に携わることを想定しないが、協力を希望する者がいた場合は本人の意志を尊重する。その際は業務に支障を来さないように留意させる。なお、協力者に関わる勤務の割り振りや手当などについては制度を確認し、対応する。